

小田原市監査委員公表第11号

令和3年11月25日付け監査第161号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年5月17日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 篠原 弘

番号	指摘等の内容	措置状況
1	補助金事業の実績報告書には（一社）小田原市観光協会一般会計全体の収支予算書が添付されているが、補助金をどの経費に充当したのかを記載していなかった。市（観光課）は補助金の確定にあたり、補助金の使途を明らかにした実績報告を提出させたいので審査する必要がある。	補助団体である小田原市観光協会に対して、令和3年度の実績報告書を提出する際に添付する決算書について、どの経費に補助金が充当されているか明確にしたうえで提出するように口頭による指導を実施した。 令和4年3月31日付けにて令和3年度の実績報告書が提出され、収支決算書を確認したところ、補助金を充当した事業について明確に記載されていた。
2	成果目標として主要観光行事の観客動員数を設定しているが、小田原市観光戦略ビジョンには入込観光客数と観光消費総額という二つの目標があり、観光がもたらす経済効果を測る指標としての観光消費額について	新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな形の事業や継続した観光PRを実施する際の成果目標として入込観光客数だけでは、その成果を計ることは難しいと考える。 そのため、補助団体である小田原

<p>ても、成果指標に加えて評価する必要があると考える。</p> <p>また、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、従来からの短期集中型の大型イベントを主軸とした事業のほかに、分散・長期的な事業を実施していくということであれば、そのような事業の効果を測定し、事業の改善に活かせる要素を指標に加えていく必要があると考える。</p>	<p>市観光協会に対して、令和4年度の補助金交付申請の際には成果目標として入込観光客数だけではなく、観光消費額やホームページ閲覧数、SNSの拡散数など、その事業の効果を適切に測定できる成果目標を設定するように口頭にて指導を実施した。</p> <p>令和4年4月1日付けにて令和4年度の補助金交付申請書が提出され、成果目標を確認したところ、観客動員数の他、観光消費額、ホームページレビュー数、SNSフォロワー数、動画再生回数が新たに設定され、事業内容に沿った評価指標が設定されていることを確認した。</p>
--	--